

【法的な整理】

* 統計処理をするとしても、カメラで顔画像（個人情報）を取得するのであれば、個人情報保護法を遵守しなければならない（カメラ内で顔画像を処理して、サーバに統計情報を送信する場合でも、顔画像を取得していることとなる。）。

（個人情報の利用目的の特定）

* 個人情報を取得するに際しては、利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法 17 条 1 項）。

* 防犯と人数カウント（商業利用）の両方を目的としている場合には、両方を利用目的として特定しなければならない。（例：「①万引き、盗撮、器物損壊、暴行・傷害、公然わいせつ等の防止のため、②人数カウントや動線分析を行うことによるマーケティングのため」）

（利用目的の通知・公表）

* 上記のとおり特定した利用目的は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない（同法 21 条）。
※防犯カメラのように利用目的の通知・公表を省略することは認められない。

（その他）

* そのほか、防犯カメラと同様に、適正取得（隠し撮りとならないようにする）、安全管理措置（顔画像の適切な消去を含む）等の個人情報保護法のルールに従わなければならない。

上記を踏まえて、個人的に重要だと思っている点は以下のとおりです。

【店頭表示やプラポリについて】

* 上記のとおり利用目的を特定し、通知又は公表しなければならないのであり、その方法としては、店頭表示したり、自社 HP にプラポリとして掲示する等の方法があります（通知も公表も一切しないことは違法です）。

* 商業利用については、消費者の抵抗感が強いことも予想されるため、店頭表示やプラポリにおいては、以下のことが重要だと考えております。

u 利用目的をわかりやすい言葉で、明確に記載すること

u 問い合わせ先について記載すること

* また、上記の観点から、以下のことが言えるのであれば、積極的に説明することが重要と考えています。

u カメラ内で顔画像を統計処理等して、個人を特定できない統計情報や動線情報として
ること

u 顔画像はカメラ内で統計処理等した後には消去しており、サーバに送信して保管・利用
する等はしていないこと